

平成 2 4 年 第 7 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 2 4 年 7 月 1 2 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

| 1 議事日程 | 頁 |
|--|---------|
| 日程第 1 第 3 7 号議案 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 日程第 2 第 3 8 号議案 足立区文化財保護審議会への諮問事項について | 4 |
| 日程第 3 教育長報告 | |
| 2 報告事項 | |
| 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《中村 学校適正配置担当課長》 | 6 |
| 学校事故報告について(平成 2 4 年 6 月分) 《宮澤 教育指導室長》 | 9 |
| 平成 2 3 年度「第 2 期あだち次世代育成支援行動計画」の実績報告について 《永井 子ども家庭課長》 | ... 1 2 |
| 民設民営による認可保育所(分園)開設・運営事業者の決定について 《向井 保育課長》 | ... 1 3 |
| 平成 2 3 年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について 《鯨井 生涯学習振興公社事務局長》 | ...別紙 |
| 3 その他報告資料 | |
| 学校選択制度アンケートの回収状況について [学務課] | ... 1 5 |
| 平成 2 4 年度おいしい給食推進事業について [おいしい給食担当課] | ... 1 6 |
| 行事实施結果・行事实施予定 [青少年課] | ... 1 8 |
| 不登校予防のための保護者向けリーフレットの配布について [教育相談センター] | ... 2 1 |
| 行事实施結果・行事实施予定 [生涯学習振興公社] | ... 2 2 |

平成24年7月12日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

委員長 ただいまから本年第 7 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に和田委員、青木委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 これより議事日程に入ります。

日程第 1、第 3 7 号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 1、第 3 7 号議案 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

委員長 第 3 7 号議案について、鈴木学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 それでは、2 ページをお開きいただきたいと思います。3 7 号議案の説明資料でございます。件名は記載の通りでございます。

改正の理由ですが、児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当の認定及び支給に係る規定を整備する必要があるためでございます。

なお、改正内容につきましては、3 ページに現行と改正案をおつけしてございますので、お目通

しいただきたいと思います。

施行年月日につきましては、公布の日から施行し、平成 2 4 年 6 月 1 4 日から適用するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 3 7 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第 3 7 号議案 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第 2、第 3 8 号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 2、第 3 8 号議案 足立区文化財保護審議会への諮問事項について。

以上。

委員長 第 3 8 号議案について、丸山地域のちから推進部長から説明をお願いします。

地域のちから推進部長。

地域のちから推進部長 それでは、3 8 号議案の説明資料、5 ページをごらんいただきたいと思えます。件名は記載のとおりでございます。文化財登録及び文化財登録解除につきまして答申を得るため、文化財保護審議会を開催して諮問をいたしたいと思えます。その審議会の開催回数ですが、

(1) に記載のとおりございまして、8 月の下

旬、9月の下旬、計2回を予定してございます。

(2)は文化財登録の諮問案件でございますが、登録につきましては、有形文化財(彫刻)木造阿弥陀如来坐像 一躯 花畑・実性寺所有、以下合計9件につきまして諮問をいたしたいと思っております。

(3)ですが、こちらのほうは解除のものでございまして、記載の有形文化財、有形民俗文化財、2件の諮問でございます。

登録及び登録解除年月日につきましては、本議案議決後処理いたしたいと思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第38号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第38号議案 足立区文化財保護審議会への諮問事項についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、教育長報告です。

青木教育長お願いいたします。

教育長 それでは、区議会第2回定例会の質問等のご報告をさせていただきます。

6月12日、13日、14日と本会議が開かれまして、代表質問、一般質問が行われました。全ての会派から、教育あるいは子ども施策に関しての質問が出されまして、その中の幾つかをご報告させていただきます。

まず、自民党・馬場信男議員からの代表質問で

すが、区歌の合唱、外国人学校への保護者補助金について、体力アップについて、保育園の延長保育、待機児童解消について、ご質問がございました。

主な答弁のうち、区歌についてですが、現在、小・中学校の入学式、卒業式等、学校の行事、儀式で歌われておりますが、これにつきましては、引き続き音楽の授業、学級活動などで指導を進めていくと答弁させていただきました。また、初任者研修でも区歌「わがまち足立」を自ら歌えるように力を入れているところでございます。

また、地域においても子ども会、健全育成団体、地区対あるいはPTAなど、いろいろなところで区歌を歌っていただく機会を増やすよう努めていきたい。このように答弁をしたところでございます。

それから、外国人学校の保護者補助金についてです。これは主として北朝鮮を念頭に置いた朝鮮学校への補助金についてのご質問です。いろいろと北朝鮮については日本を脅威に陥れているというご指摘の上で、補助金をやめるべきではないかという趣旨のご質問でしたが、学校に対する補助金ではなくて、その通学している保護者への負担軽減を図るものという趣旨ですし、北朝鮮だけではなくて、他の外国学校に通っている方にも支給をしているということですので、特定の学校、朝鮮学校だけに対してのみの補助金の支給停止は考えていない、こういった答弁をさせていただいたところでございます。

公明党・岡安たかし議員からは、放課後子ども教室、学校における防災教育、待機児対策について、ご質問が出されました。

学校における防災教育ですが、区立保育園、認定こども園あるいは小・中学校では、毎月避難訓練を行っているところでございます。また、保育園等では

年中・年長児については、サイレンの聞き分けについて、救急車、消防車、パトカーの音の違いについて教えています。自分である程度判断できるような指導を行っているといった答弁をさせていただいております。全ての学校で、東京都の安全教育プログラムを活用した、自分の身を自分で守るための対処の仕方を念頭に置いた指導をしています。今後もそのような形で適切に安全教育を進めていきたいと答弁をさせていただいたところでございます。

共産党の浅子けい子議員からは、千寿第五小学校と五反野小学校の統廃合、給食の食材の放射線測定、認可保育園の増設について、ご質問をいただきました。

千寿第五小学校と五反野小学校の統廃合については、引き続き今後も着実に進めていきたいということで、何よりも子どもたちの教育環境の向上が第一だという答弁をさせていただきました。

民主党の長谷川たかこ議員からの代表質問では、学校施設の更新計画、キャリア教育、学校図書館の利用について、ご質問をいただきました。

主な答弁ですけれども、学校施設の更新計画ですが、基本的に学校施設更新は、建設年次の古い順に建てかえを進めているということでございます。多額な経費が必要となり、今後の財政状況なども考えますと、適正配置の計画も考慮に入れた施設更新計画を策定し、なるべく早期に計画を立案し、公表、執行していきたい。このように答弁をさせていただきました。

みんなの党のただ太郎議員からは、部活動についての質問、特にドッジボール部新設についてのご質問をいただきました。

部活動については、やはり指導教員の確保、そのスポーツや運動が学校の正規の科目になっているかどうか、このようなところがポイントになり

ます。今の段階ではなかなかドッジボール部新設には難しい部分がありますといったお答えをさせていただいております。

そのほかの一般質問では、不登校対策、子どもの読書活動、発達障害児の支援体制、学力の向上、大学連携学習支援ボランティア、このようなご質問がございました。

なお、18日に文教委員会、22日に子ども施策の調査特別委員会が行われまして、29日をもって最終本会議で全日程が終了したところでございます。

私からの報告は以上であります。

庶務係長 丸山部長ですが、この後、会議があるので、ここで退席をさせていただいてよろしいでしょうか。

地域のちから推進部長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

庶務係長 失礼いたしました。よろしく申し上げます。

委員長 それでは、続いて報告事項に入ります。

初めに、荒井教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 私からは、足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況についてご報告を申し上げます。

千寿第五小学校と五反野小学校の適正規模・適正配置実施計画についての結果でございます。

(1)に記載の主な説明会の機会等につきましては、表の中をお読み取りいただければと思います。

(2)両校の保護者説明会等での主な説明内容のところをごらんください。まず、増築新校舎の建設と現千寿第五小学校校舎の一部改修についてでございますが、千寿第五小学校の敷地内に建設

いたします増築新校舎の建て位置、あるいは工事スケジュール等についての説明を行っております。また、千寿第五小学校の既存のプールを7月から解体をいたしまして、平成25年2月末に完成予定ということで、ご説明を差し上げているところでございます。なお、この工事に関しましてご案内のことと存じますが、工事禁止の仮処分の申請が提出をされているところでございます。対応につきましては、現在、検討させていただいております。

また、統合新校の新しい校舎の配置案及び平面計画でございます。教室の配置、日当たり、校庭の広さ、周辺住宅への日影の影響等々検討いたしました結果、図が小さくて大変恐縮なのですが、そこに載っています回廊型の校舎、これをメインに意見交換をしているところでございます。

次に新しい校名につきましてご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。

7ページ、(3)両校の保護者説明会等での主な意見につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお読み取りをいただければと思います。

(4)新しい校名の募集結果と新校名についてでございます。提案のございました学校名につきましては、表に記載のとおりでございます。こうした提案がありました学校名の中から、統合新校としてふさわしい校名、あるいは千寿第五小学校及び五反野小学校の地域の特色をあらわしている校名等々の考え方に照らし合わせまして、私どもといたしましては、足立小学校を統合新校の校名として決定をさせていただき、今後の手続を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

8ページをご覧ください。今後の事業推進でございます。今後は新しい校章の募集、あるいは

新しい校歌の作詞・作曲等、これにも着手をしてまいります。また、両校の保護者の皆様、関係者の皆様のご意見を参考にしながら、新校舎の基本構想、基本計画をまとめてまいりたいと考えているところでございます。また、増築新校舎及び千寿第五小学校の既存校舎の一部改修につきましては、児童の安全を第一に考えながら工事を進めてまいります。また、引き続き児童の交流事業を可能な限り行いまして、交友関係を深めていくことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以下、記載のとおりでございます。私からの説明は以上でございます。

委員長 次に、 について宮澤教育指導室長、お願いいたします。

教育指導室長。

教育指導室長 それでは、資料の9ページをご覧ください。私からは、平成24年度6月分の学校事故報告について説明をさせていただきます。

1、学校事故状況ですが、今回は管理下のものが8件、管理外のものが4件となっております。

2、事故内容です。まず(1)交通事故ですが、今回の特徴はごらんのとおり交通事故が7件と多いことです。7件全てが横断歩道または交差点における事故です。そのうち1件は青信号を横断中のものですが、他の6件は注意不足や信号無視が原因となっております。

小学校の事故では2年生から6年生までと学年は多岐にわたっております。中学生の件は3年生で、信号無視とオーディオ機器を聞きながらの自転車操作で、自動車の音に気づかなかったことが事故原因と思われております。

オの事例の骨折した児童は、7月から松葉杖で登校しております。そのほかの児童生徒は現在元気に登校しておるということでございます。

続きまして(2)傷害打撲事故ですが、こちらは3件ございました。移動が遅れていた児童を押したところ、転んで歯を折るなどした件、給食準備中、つまずいて柱に頭をぶつけた件、運動会の組体操中にバランスを崩し落下、後頭部を打撲した件となっております。

(3)指導上の事故におきましては、入室がおくれていた児童を促すために、教員が児童の体を突いたとありますが、おいでというふうに押したのですね。そのときに転倒して蛇口に額をぶつけてけがをしたということでございます。

(4)学校施設破損に関しましては、中学校の窓ガラスが夜間に数枚割られるという件がございました。防犯ビデオ等を確認しましたが、犯人は映っておりませんでした。学校からは被害届が出ております。

最後に、3の事故防止の指導についてです。交通事故につきましては、横断歩道の渡り方、自転車の乗り方を含め、正しい交通マナーの指導を徹底するとともに、保護者会等を通して保護者への注意喚起を促し、事故防止に努めてまいります。また、校内での過ごし方や児童生徒に注意するときは、突然押しついたりせずに、まず言葉で注意をするよう、危険行為の防止に努めてまいります。さらに、現在も水泳指導が行われておりますが、体育等の指導におきましては、教員の配置、指導体制を見直し、安全確保を最優先するよう指導してまいります。学校施設につきましては、警備会社や警察と連携を図りながら対応してまいりたいと思います。

今後も夏季休業を前に、事件・事故の防止に努めるよう学校に周知し、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

委員長 次に、 について、永井子ども家庭課長、

お願いいたします。

子ども家庭課長。

子ども家庭課長 引き続きまして、12ページをご説明させていただきます。昨年度の第2期あだち次世代育成支援行動計画の実績報告でございます。この行動計画は、次世代育成支援対策推進法によりまして義務づけられている計画でございます。

23年度の実績ですが、詳しい実績につきましては別紙に進行管理表がついていますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

概略をご説明いたします。第2期目、2年目となる本計画は、23年度は263項目、253事業で実施をしまいいりました。

事業の評価ですが、全263の項目について、8割以上達成したところがA、4割程度以上というところがB、それ未満のところがCという3段階で評価を実施いたしました。A評価は215項目、約82%、B評価は38項目で14%というところでございます。なお、C評価につきまして、例示をさせていただきました。

C評価が4件ございました。1件目は、障がい児タイムケア事業です。これは障がい福祉課が所管しております、発達支援児の放課後活動でございます。事業を実施しているボランティア団体に対して補助をするという事業でございますが、月50人の目標のところ18人の利用ということでした。これは実施団体の数が少ない、あるいはキャパが小さいという問題があり、ニーズはあるものの目標を達成することができなかったということでございます。

2件目は、親子ふれあいクッキングでございます。これは保健総合センターが所管しております、有償ボランティアによる食生活コンダクター等の実施でした。23年度に事業の見直しを行いまし

て、食育サポーターという新しい事業を組み立てるために利用が少なかったというところがございます。

3件目の環境美化推進活動ですが、これは現在の地域調整課が実施している美化推進運動、ごみゼロの日、5月30日及び11月の美化強化月間の事業です。天候の影響などのために参加者の見送りが多かったということがございます。

4件目はマタニティ食と健康教室です。これは昨年度の震災後の事業のため節電対策により中止になったものがございます。これは行動計画ですので、全て活動目標が指標となっております。各所管で事業内容や指標、目標等の見直しを毎年進めております。なお、この計画の実績ですが、今月末に行われます、足立区地域保健福祉推進協議会で報告後、足立区のホームページなどで公表することとなっております。

私からは以上です。

委員長 次に、 について、向井保育課長、お願いいたします。

保育課長。

保育課長 それでは、私からは民設民営による認可保育所（分園）開設・運営事業者の決定につきまして報告させていただきます。資料の13ページでございます。

区では特に今回対象地域であった梅田地域におきまして、3・4・5歳児の待機児童の解消のために、区内認可保育園運営事業者が自ら分園を整備して、25年の4月1日に開設・運営できる事業者を募集いたしました。その募集につきまして、提案事業者が1事業者おりましたので、その提案内容につきまして、6月27日に評価審議会を開催し、運営できる事業者ということで、下記のとおり決定いたしました。

提案事業者ですが、1の（2）でございます。

スタートケアサービス株式会社でございます。現在運営している保育園は、西新井きらきら保育園、東綾瀬きらきら保育園でございます。その評価内容ですが、14ページでございます。これは1事業者の提案でしたので、まず、募集要項に合致していることを確認した上で、厚労省関係の文書で、保育所分園の設置運営について、きちんと当てはまっているかどうかを評価審議会で検討いたしました。その総合評価表でございます。

左側がその分園設置運営の基準、根拠基準に合致しているかどうかの評価でございます。例えば、定員規模は30人未満が原則ですが、中心保育所の規模・距離等を勘案しますと、30人以上も可ということで、今回定員45名ですが、現在の西新井きらきら保育園と20メートルしか離れていない場所ですので、一体型運営が可能です。また、中心保育所が定員70名を超えていないことの確認等、1つ1つここに記載のとおりを検討をいたしました。特に課題であった部分が評価表の、5の（1）でございます。保育所分園の設置運営基準によりますと、原則として設置者による所有権保有または国・地方公共団体からの貸与・使用許可があることが原則でしたが、今回は所有権をこのスタートケアサービスが持っておりませんでした。しかし、その例外規定的なものとして、5の（2）のア、イ、ウを全て満たす場合に該当しておりました。

どうということかと申しますと、スタートケアサービス株式会社の親会社であるスタートケアメニティー株式会社がこの土地の持ち主で、そこから安定的に土地を借りることができるということです。また、その下、イに書いています賃借料も、坪単価にしますと本園と同じということで、総合評価を検討したところ、この分園は私どもの募集要項にも合致しており、なおかつ保育所分園の設

置運営についても合致しているということで、この事業者で決定させていただきました。

13ページに戻っていただき、2ですが、分園は定員45名、本園の西新井きらきら保育園から20メートル離れたところでございます。

今後の予定等は記載のとおりでございます。

私からは以上です。

委員長 次に、 について、鯨井生涯学習振興公社事務局長、お願いいたします。

事務局長。

事務局長 それでは、私から平成23年度の足立区生涯学習振興公社の事業報告、決算についてご報告をさせていただきます。

資料として、黄色の表紙の事業報告書と、うぐいす色の財務諸表をお手元に提出させていただいておりますが、A4横書きの平成23年度公社事業概要決算説明書に基づきご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

1、名称等については記載のとおりでございます。私どもの公社は、平成21年10月1日付で公益財団法人への移行を果たしたところでございます。

組織・機構は、決議機関でございます評議委員会、監査機関の監事、執行機関の理事会等、以下記載のとおりでございます。

平成23年度の経営方針と主な公益目的事業等の内容ですが、経営方針を3点挙げていますが、その中で特にあだち放課後子ども教室の運営支援及び拡充に重点的に取り組むと掲げさせていただいております。

主な公益目的事業ですが、生涯学習の機会提供、人材育成、活動支援に関する事業ということで、そのほか放送大学の東京足立学習センターの施設開放に関する事業や、足立区から受託をします生涯学習に関する事業を主な公益目的事業としてお

ります。

収益事業等につきましては、足立区施設における自動販売機の設置事業をしてございます。

2ページですが、ただいまのそれぞれの生涯学習の機会提供、人材育成、活動支援に関する事業の具体的事業について、提出させていただいております。

3ページ以降につきましては、決算書にかかわる部分です。3ページの正味財産の増減計算書、経常収益の部分ですが、公益法人の改定基準に従って、処理をさせていただいております。会計には公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計と大きく3区分にされているところでございますが、収益、収入に関する部門につきましては、この3会計をあわせた形で記載をさせていただいております。

今年度、一番下段でございますが、経常収益の計として、5億9,000万円余というところでございます。この中身ですが、右側に当年度の内訳で、大きなものでは基本財産15億円の運用による利息収入、委託契約に基づく受託事業収入、足立区からの受託事業については、記載のとおり2億6,800万円余、そのほか受け取り補助金等収益で、人件費補助のほか、公社管理運営補助で2億7,000万円余の補助を受けているところでございます。

4ページ、5ページ、6ページにつきましては、それぞれの会計ごとの経常費用につきまして記載をしているところでございます。

4ページは、公益目的事業会計で、当会計の支出計ですが、5億3,100万円余となっております。収益事業等会計は、5ページですが、860万円余ということになってございます。当年度の右側に前年度ということで記載をしております、三角印で記載されているのが、前年度に比べ

金額が減少しているものでございます。

大きな理由としては、平成22年度までは、地域学習センターの小破修繕で、施設管理にかかわる事業をやらせていただいておりますが、組織改正に伴い、その事業は区に移管されたことに伴う減少部分。それから私もそうですが、区からの派遣職員の給与は、今まで補助金から給与を支給されていたものが、条例改正に伴い、区が直接支給をすることになり、その人件費等に係る部分が大きく減少しているというところでございます。

6ページの法人会計につきましても、減少している部分は、その人件費に係るものでございます。

7ページですが、経常収益、経常費用の差し引きで正味財産の増減額としては、ちょうど中ほどですが、1,100万円余でございます。そして基本財産の指定正味財産に一般正味財産の期末残高を加えた正味財産の最終的な期末残高ですが、最下段、18億400万円余となっております。

雑駁ですが、私からは以上でございます。

委員長 ただいま、各関係所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。ございませんか。

和田委員。

和田委員 の民設民営による認可保育園の開設・運営事業者の決定についてですが、審査項目、総合評価表の評価はよくわかったのですが、その前のご説明で、募集要項に合致しているという中身を教えていただければと思います。

委員長 保育課長。

保育課長 まず募集要項の趣旨ですが、3・4・5歳児の待機児童の解消のために、区内認可保育園運営事業者がみずから運営を整備して、25年4月1日に開設・運営することという条件がございます。そのほかに、整備する保育所におきま

ては、3・4・5歳児向けの認可保育園の分園であること。募集対象地域につきまして、西新井栄町一・二丁目、関原三丁目、梅田五・八丁目、いわゆるこの梅田地域で1カ所。それから3歳児の保育定員を15名以上確保すること。開所日は月曜から土曜日、7時30分から18時30分まで等々、いわゆる足立区の認可保育所として、こういう要件、そのほかの特別保育的なものにつきましても、延長保育と年末保育等もやっていただきたいという、条件づけをした上での募集要項を配って公募しました。その募集要項にしっかり合致しているかということを確認したということでございます。

和田委員 保育の中身とか、ソフト面は条件を特につけないということでもよろしいのでしょうか。

委員長 保育課長。

保育課長 保育要件においても、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定している保育所運営ができること。分園でございますので、既に西新井きらきら保育園でしっかりやっていること。また、第三者評価の評価書等もつけて、本園と同じレベルのものをしっかりしていただくという確認をしたうえで決定した次第でございます。

和田委員 どうもありがとうございました。

委員長 そのほかにはございますか。

小川委員。

小川委員 統廃合の件で質問です。経緯については、非常によくわかりましたし、新しい学校名の募集結果の内容で、従来の学校名を使わないで、新しい学校名を使いたいという原則で、足立小学校という新しい校名という方向は基本的に私もいいと思います。

プールの工事に関して、新聞等々で報道されている工事禁止の仮処分ですが、裁判だと基本的に、統廃合の是非とか中身は恐らく争点にならなくて、

あくまで統合にかかわる条例がまだできていないのに、事実行為として工事が先行するのはおかしいということの是非が、本当に手続的にいいのか悪いのかと、あくまで手続論で争われるのかなと思うのですが、その辺の見通しはどのようなのですか。

委員長 学校教育部長。

学校教育部長 私は訴状をまだ詳しく読んでおりませんが、きょう午前中の打ち合わせを踏まえてお話し申し上げます。主訴は、プールの解体工事に着手してしまうと、仮に先方の債権者が勝訴しても、回復困難な状況になるため、工事差しとめを請求したということでございます。

私も今日、部の顧問弁護士に確認いたしました。工事の差しとめですので、工事の発注あるいは背景、実施に向けてのこれまでの段取り、対地域との関係も含めて、適正な手続であれば問題はないのかという質問をしたところですが、訴状にはやはり統廃合の是非といいですか、これまで再三ご報告してきた内容について、おかしいというご指摘が相手先方からは出されているというところですよ。

今、小川委員がご指摘になった、まさに条例との兼ね合いでございますが、私どもとしては、こういう説明を今日、弁護士にはしてまいりましたが、基本的には区の行政計画に基づいて粛々と事業は進めてまいりましたと。特に平成7年度計画に基づく統廃合でございますので、最初に手がけた千住地区は完了し、今、2つ目のエリアで平面的に行っています。

今後、第3、第4と、最終的には足立区全域における適正規模化を行っていくという中における行政計画であり、その前提としてのプールの解体については、予算審議、あるいは契約事案を踏まえて、区議会の議決もいただいて進めていると

ころだと。こういうことであれば、手続的には私どもとしては問題ないだろうと。

ただ、今後、子どもたちが統合を機に、一緒に学べる環境ができるまでの間は、やはり廃止条例は上げにくいので、それが見えてきた段階で、改めて学校の廃止条例、新しい学校の設置条例を上げていくつもりでございます。場合によってはまたその段階で、改めて先方から何らかの形の条例を上げること自体が違法ではないか、あるいは手続的におかしくなるのではないかと再度ご指摘が出るやもしれません。現状ではそういったことをお話して連休明けの17日に第1回目の審尋が開催されるとのことです。現在、関係課におきましては、さらにこれまでの経緯、できるだけ正確なやりとりを含めて、資料整理をしているところでございます。どう評価されるかというのは裁判所の判断ということになりますが、私どもとしてはそういう形で継続して進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長 よろしいですか。

では、ほかにございますでしょうか。

私からよろしいですか。先ほど、教育長からのご報告の中で、区歌のお話があったのですが、足立区歌のPRについての意見なのですが、3つほど考えました。まず、ホームページからダウンロードができないかということ。次に、足立区は図書館等がたくさんありますのでCDとか楽譜を貸し出せないか。それと、夕焼けチャイムを、足立区歌にしたらどうか。そうするとメロディーだけですが、毎日区歌が聞けるのではと考えました。

学校教育部長。

学校教育部長 済みません。現在、ダウンロードできるかどうか、これから確認させていただきます。今、委員長からご指摘、ご提案があった3点については、議会側からの要請もございますので、

改めて前向きに検討させていただいて、次回までにはどうなるかも含めてご報告させていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。ほかには何かございます。

小川委員。

小川委員 議題には載っていないようなことでもいいのですか。今日、教育委員会が始まる前に、委員の間で大津市のいじめ自殺事件の問題というのは、決して人ごとではないので、我々もそういう事態を想定して、足立区の教育委員会できちっとした体制をつくる必要があるのではないかという話をしました。まず新聞報道とかテレビの報道でしか、我々は情報がないので、本当に正確な情報が入っているかどうかわかりませんが、やはり大津市の状況を見ると、学校のいじめ調査もやっぱり非常に中途半端で不十分であると感じます。なおかつ、それを鵜呑みにして教育委員会がしっかり対応してこなかった点等、色々な、まずさというのがすごく前面に出ているのではないかと。教育委員会って一体何だろうという、教育委員会廃止論まで大阪市長の橋下さんが、「それ見たことか」と、持論を展開する材料にも使われているという実態があるわけです。いじめの問題は不透明な部分があって、なかなか難しいのですが、少なくとも足立区の場合には、例えばいじめが起きたときに、学校の中でどう対応するのか。例えばいじめが深刻な事態であれば、出席停止命令というのが可能ですが、そういう措置ができるような、区全体としての基準やルールがあるのか。さらに、学校で、そういう問題があったときに、学校から教育委員会への報告や教育委員会と学校とのやりとりを、どういうルール、手続で進めるのか。保護者の相談の窓口は、学校及び教育委員会にどういうふうに設けられていて、それが保護者

に周知徹底されているのかとか。いろいろないじめ問題とかいじめの状況によっても違いますけれども、そういうことを想定して、足立区はどのような体制になっているのか教えていただきたいのですが。

委員長 教育指導室長。

教育指導室長 まず、いじめの実態の把握につきましてですが、児童・生徒に関しましては、年3回、調査を行っております。また、年度当初に学校ごと、1年間でいじめがどのくらいあったかという調査を行っております。

実際、いじめがあった場合、どのような相談対応ができるかということでは、学校にスクールカウンセラーがおりますので、そのスクールカウンセラーと保護者、あるいは児童・生徒、個々の相談という体制もっております。また、足立区の教育相談センターでも相談はできるようになっております。

また、東京都でいじめ相談ダイヤルもありますので、電話番号等もカードで子どもたちに配付して対応しております。

以上でございます。

委員長 学校教育部長。

学校教育部長 若干、補足をさせていただきますが、今、いじめ調査については、指導室長から説明があったとおりでございます。特に私どもが学校にお願いしているのは、年3回の調査、アンケートの際に、仮にですが、異常点なり通常と違う情報が記載されたものについては、必ず、年限を切らずに保管をするようにと、指導あるいは指示をしているところでございます。

もう1点は、そういったアンケートにひっかからず、スクールカウンセラーにも親御さんにも相談がない場合については、なかなか難しいところがあります。これまでの、私の経験から申し上げ

ますと、匿名で地域の方から連絡をいただいたケースがあるのですが、いずれにしても基本的にいじめという事案を察知した段階で、教育委員会が学校現場と即連携をとりながら、指導及び相談、あるいはカウンセリングも含めて対応しているのが実態でございます。

もう1つの出席停止命令につきましては、規定といいますが、ルール上の整備はもう完了してございます。ただ、正直申し上げまして、実際に発動はしていないのです。これまで一番ネックになっていたのは、出席停止をさせた際の、当該のお子さんに対する教育の機会をどこできちんと確保するかということがずっと懸案になっていました。しかし、最近の状況を踏まえますと、それほど厳格な要求はされていないということも把握できてまいりましたので、状況に応じては発動することも考えております。ただ、何よりもまず学校現場のほうからそういった詳細、的確な情報がタイムリーに入りませんと難しい部分がございます。長い期間の出席停止というのは本来の趣旨ではございませんので、短期間での解決には、相当事前の十分な連携がないと、やはり難しいというのは現実でございます。一応、規定整備は完了したというところでございます。

委員長 教育長。

教育長 来週、定例の校長会があります。校長会で、今ご説明した制度や仕組みについて、注意喚起を促したいと考えております。また、大津の例も引きながら、いじめの防止について再度現場に徹底をするということをやっていきたいと思っております。

委員長 学校教育部長。

学校教育部長 申し訳ございません。1点、漏れてしまいました。今年度に入りまして、当区にいる全教員に対して、いじめに対するアンケートを

実施してございます。内容は、これまでいじめの場面にぶつかったことが有るか、いじめを把握しているか、認識しているか等を調べております。詳細な分析は指導室で行ってございます。子ども達と教員のいじめに対する認識の違いが探れたらと考えております。

小川委員 色々な情報があれば、教育委員会も隠さず是非提供して、議論できるようによろしくをお願いします。

委員長 では、ほかにございますか。

花岡委員。

花岡委員 アンケートの件ですが、いじめのアンケートについては過去にも実施していると思うのですが、事件があった時に犯人探しのためにアンケートをとることがいいのだろうかと考えます。個人情報保護という部分で非常に難しい点があるのではないかなと思うのですが、その点はどうお考えですか。

委員長 学校教育部長。

学校教育部長 基本的には、先ほど申し上げたのは定期的なものです。いじめが発覚した時の対応については、案件ごとに多少は変えないといけないと思っています。深刻な事態の場合には、それにかかわる子どもたちの心も相当被害を受けていると思います。周辺の聞き取りは、心理職のカウンセラーがカウンセリングを中心に行う。カウンセリングが終了した後に改めて関係者、全校、全学年、あるいはクラス中心のアンケートの実施。子どもたちの心のケアも当然継続してやらなければいけない課題ではありますが、やはりいじめられた子ども、いじめられている子どもたちの人権もしっかり守っていかねばいけないということもあります。基本的にはしっかりと状況を把握するというところに努めていく方針で現時点では取り組んでいるところでございます。

花岡委員 もう少し突っ込むと、加害者の人権ということとはよく報道されているのですが、現場でアンケートをとると、加害者の名前が出てきます。そのときに本人はやっていないと言う。親は本人がやっていないというのに、犯人扱いするのかと言う。このようなことは非常に良くあります。要するに加害者の親が苦情を言うので躊躇してしまう。その辺兼ね合いが非常に難しい。

そういう時に場合によっては、加害者の保護者に対して学校現場としては手が打てないことがあると思います。その時に教育委員会が何らかの応援なり、手を差し伸べるということができないものではないでしょうか。多分、今回の事件は報道からの情報だけですから何とも言えませんが、加害者の保護者は非常に強い口調で、うちの子を犯人扱いするのか、うちの子が死んだらどこが責任をとるのだというようなことも言っているようです。そうすると学校側としてはそれ以上突っ込めません。現場としては、非常に難しさがあるのかなと思います。その辺の応援体制をつくっていく必要があると思います。

自殺までいく前に諸機関と協力体制をとって対応する必要があるのではないのでしょうか。そういう体制をつくっていかないと悪い事例が出てしまうのではないかという思いがあります。

委員長 学校教育部長。

学校教育部長 正直に申し上げますと、学校教育部長5年目になりますが、この間、さまざまないじめ絡みの対応もありました。基本的に教育委員会と学校が連携しても、警察権力のような捜査権限がないということで限界を感じています。これはいじめだけではなくありません。例えば体罰ですとか、あまり言いたくはありませんが、破廉恥な事案があったときについても、やはりどうしてもその壁が正直言って出てきます。ただ、いじめの

場合については、今回の大津の事件もそうですが、最悪の事態を招くリスクがかなりあるということも踏まえ、できるだけ情報を集めることにまず専念した上で、いじめた子の親御さん、あるいはいじめられている子の親御さんの主張は主張として、状況把握できた範囲で動かざるを得ないだろうと考えます。場合によっては、今回大津は警察が独自で動きましたが、いわゆるそういう専門機関との連携も視野に入れて対応せざるを得ないと考えております。現にこれまでも専門機関との連携で対応してきた事案もありますので、どこまでやり切れるかという課題はありますが、とにかく積極的に連携して、教育委員会としても学校現場に入っていきたいというふうには思っております。委員長 花岡委員。

花岡委員 報道の情報だけですから何とも言えませんが、暴力だとか、縛ってやるとか、死んだ蜂を食べさせるとかいろいろなことをやっている。それから40万円というお金をとられたという話もあります。その時点で関係諸機関と連携し、警察に被害届を出せば、最悪の事態は防げたのかなという感じを持っています。そういう意味では、学校長にきちんと関係諸機関や教育委員会との連携を指導していただきたいと思います。

委員長 教育指導室長。

教育指導室長 学校としましては、子どもが命を絶つというのは絶対に避けなければいけないことでもあります。ただ、そこに至るまでには幾つかサインというのもあると思うのです。今回も友達に先生に相談した、あるいは親御さんが警察にも相談した。何でその時点で手が打てなかったのだろうという思いがあります。ですから、教員もそのサインを見逃さないよう、教育委員会にも必ず情報を上げるよう指導してまいります。また、必要であれば我々もどんどん学校に入っていくという

ことで努めていきたいと思ひます。

以上でございます。

委員長 教育長。

教育長 これは教育委員会だけではなくて、区の窓口で、いわゆるクレーマーと言われているような、なかなか現場では対応できないものについては、ある水準を超えたら専門家、例えば弁護士とか、そういうところにバトンタッチをするというルールができ上がっています。教育委員会も、さっき部長からも話があったとおり、専門機関、警察と連携しながら対応したこともあります。花岡委員がおっしゃったような、それがあから引いてしまつてというようなことはないと思ひますし、そういうことがあつてはなりませんので、その点はしっかりと対応していきたいと思ひます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかには何かご質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

ほかにはないようですので、報告事項につきましては、これで終了いたします。

委員長 それでは、以上をもちまして、本年第7回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後4時01分閉会